

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年5月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
食品ロス削減フォーラム企画運営業務
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで
- (3) 履行場所
岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所
- (4) 契約限度額（見積上限額）
金5,108,400円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 事業内容等
「食品ロス削減フォーラム企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとお
り

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「5企画・製作」、小分類「5広告・広報」「6イベント企画・運営」及び「7デザイン企画」であり、格付け区分が「A」又は「B」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が「岡山県内」であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 過去 5 年間に、国又は地方公共団体が関係する取組を紹介する広報や普及啓発事業を実施した実績を有すること。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県環境文化部循環型社会推進課

電話番号（086）226-7306

FAX 番号（086）224-2271

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 20 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所

上記 3 の場所に同じ。なお、岡山県環境文化部循環型社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

（循環型社会推進課 HP：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>）

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所、方法及び審査

ア 提出期間

令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 20 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出書類

- ・技術提案参加資格確認申請書（様式 1）
- ・会社概要及び業務実績（様式 2）

ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

オ 審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に、(3)ウのあて先に、FAX により、参加資格がないとされた理

由の説明を求める書類を提出することができる。

なお、FAX送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 仕様書等に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月16日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 方法

「仕様等に対する質問・回答書（様式3）」によりFAXで送信すること。

なお、FAX送信後は、電話で着信を確認すること。

また、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

岡山県環境文化部循環型社会推進課

FAX番号（086）224-2271

エ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイト回答を掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書の提出及び審査

技術提案参加者は、仕様書及び食品ロス削減フォーラム企画運営業務技術提案書等作成要領により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時（必着）

(2) 場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出書類

技術提案書5部、見積書を1部提出すること。なお、応募点数は1社1点とする。

(4) 提出方法

持参（郵便、FAX、その他の方法による提出は認めない。）

(5) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。なお、プレゼンテーションの時間は令和7年5月29日（木）以降に各提案者に通知する。

①日時 令和7年6月4日（水）午前10時から午前12時まで（予定）

②場所 岡山県庁7階環境文化部会議室（岡山市北区内山下2-4-6）

(6) 審査

技術提案書に係る委託候補者選考要領に基づき、技術提案書及び見積書により審査し、総合的に判断して委託候補者を選定する。

ただし、選定された技術提案については、委託契約締結に当たり、内容の一部を変更する場合がある。

(7) 留意事項

- ・プレゼンテーションの時間は各社 15 分以内とする。
- ・パワーポイント等を使用する場合、説明用資料を印刷の上、当日 5 部持参すること。また、使用するパソコン等も各社で準備すること。

6 契約の締結

選定した契約候補者と仕様書に基づき、契約等について詳細を協議したのち、契約締結を行う。なお、協議が不調に終わった場合には、上記 5 (6) の審査において次点と評価された者と交渉する場合がある。

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (3) 技術提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので、留意すること。

7 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記 4 の(2)の期限までに所定の参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記 5 (1)の提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 見積書が上記 1 (4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 提案者が、上記 2 に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 審査経過については、公表しない。
- (3) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。